

令和8年7月10日
守口市総務部総務課

「守口市役所庁舎 コンビニエンスストア等運営事業者募集要領」無料 Wi-Fi 技術条件
補足資料

「守口市役所庁舎 コンビニエンスストア等運営事業者募集要領」4 ページから5 ページ目に記載している無料 Wi-Fi の設置について、下記のとおり技術条件を補足します。なお、下記条件は、募集要領記載事項と同様に、目的外使用許可条件として遵守いただくようお願いします。

記

Wi-Fi 設置箇所については、庁内の業務用 Wi-Fi（複数あり）との通信の干渉を防ぐため、業務用 Wi-Fi の保守事業者と調整しチャンネル設定の調整、周波数帯の分離、電波強度の調整等を実施し設置願います。また、設置後に通信干渉が発生した場合は、速やかに市と協議の上で対応してください。なお、今後、新たな庁内の業務用 Wi-Fi を設置した際も干渉しないよう調整をお願いする場合があります。直近では、令和8年7月中旬に、1階103、104、105 会議室内に新たな庁内の業務用 Wi-Fi の設置を予定しております。

アクセスログを適切に記録・保管する技術的要件は以下となります。

- ・アクセスログを暗号化して保管すること
- ・ログへのアクセスは認証済みの管理者のみが可能となるよう制御を実施すること
- ・定期的なバックアップを実施すること
- ・外部データセンタで保管を実施する場合は、セキュアな環境（ISO/IEC 27001 認証）にて実施すること。

また、無料 Wi-Fi 利用者に対しては、セキュリティリスクや安全な利用方法の周知をしてください。（例：公共 Wi-Fi 利用時の注意点を掲示、利用時に利用規約を承諾する運用等）

以上